

徳島県個人情報保護審査会答申第111号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年3月23日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇.〇月〇日の私と県職員との事故に関する資料及び保険会社との報告書類等」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年4月5日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「平成〇年〇月〇日の事故に関する県有車両事故速報及び保険会社からの報告資料」と特定した上で、当該情報が条例第16条第2号の「個人に関する情報があり、特定の個人を識別することができるため」に該当すると判断し、一部を非開示とする部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年5月25日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年12月26日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

徳島県は、あきらかに事実を認めず隠蔽している。その証拠に公開質問状を2度提示し、その都度、事故現場検証の写真及び警察官との会話の遣り取りを確認させており、また、警察及び〇〇主査、〇〇次長含む「双方が動いていた」と認める中で、〇〇主査が運転する公用車が、後方から追い抜く際に当たったものであり、また事故現場時の警察による聞き取りの中でも、私は「後方を確認して、方向指示器をつけて真直

ぐ前に出た。」と証言しており、それに対する県の事故報告書であり、私が公開質問書を通じて、保険会社による事故報告書の範囲が拡大するのは可笑しいと、回答を求めた保険会社の最終の回答・事故報告書が県に無いのは可笑しい。事実確認をするため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定に至る経緯

- (1) 平成〇年〇月〇日、南部総合県民局阿南庁舎敷地内において、審査請求人が運転する車両と県土整備部（阿南）の職員が運転する県有車両による交通事故が発生した。
- (2) 平成〇年〇月〇日、南部総合県民局長は、県有車両等事故速報（以下「事故速報」という。）により、当該事故の状況を実施機関に通報した。
- (3) 平成〇年〇月〇日、当該事故に係る示談交渉を担当している〇〇損害保険株式会社（以下「保険会社」という。）は、審査請求人の求めに応じ、交通事故証明書及び県有車両の車両調査票を審査請求人に送付した。
- (4) 平成〇年〇月〇日、保険会社は、審査請求人の求めに応じ、県有車両の修理見積書、車両調査票及び事故現場写真を審査請求人に送付した。
- (5) 平成〇年〇月〇日、保険会社は、（4）により審査請求人に送付した書類を、参考資料として実施機関に送付した。
- (6) 平成〇年〇月〇日、保険会社は、審査請求人の求めに応じ、県有車両の損傷範囲等に関する詳細な検証結果についての報告書（以下「詳細報告書」という。）を審査請求人に送付した。
- (7) 平成28年3月23日、審査請求人は、実施機関に対し本件請求を行った。
- (8) 平成28年4月5日、実施機関は、処分庁として、事故速報及び（5）の参考資料（以下「事故報告資料」という。）の一部を非開示とする本件決定を行った。

2 本件決定の理由

本件請求に係る個人情報のうち、事故速報には、条例第16条第2号に規定された「開示請求者以外の個人に関する情報」が含まれているため、県職員の免許証の写し（氏名、生年月日、住所及び写真を除く）及び旅行命令簿の出張番号を除いて開示したものである。

一方、審査請求人が審査請求において速やかな開示を求めているのは、本件決定における非公開部分ではなく、審査請求の理由及び添付書類から、1（6）の詳細報告書であると解される。

詳細報告書は、保険会社が示談交渉を円滑に進めるため、審査請求人の求めに応じ任意で作成し、平成〇年〇月〇日に審査請求人に送付したものであり、審査請求人は、実施機関にも詳細報告書が提出されているはずと主張するが、実施機関が本件請求を受理した同月23日時点では、保険会社からの報告はなく、保有していなかった

ものである。

以上により、本件請求については、その時点で保有していた事故報告資料について、本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について事故報告資料以外保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、事故報告資料の一部を除いて開示しているが、審査請求人は、本件請求の添付資料及び審査請求の理由から平成〇年〇月〇日に保険会社が審査請求人に送付した詳細報告書の開示を求めたものと解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

実施機関によると、審査請求人が開示を求める詳細報告書は、保険会社が示談交渉を円滑に進めるため、審査請求人の求めに応じて任意で作成し、平成〇年〇月〇日に審査請求人に送付したものであり、保険会社から実施機関に詳細報告書の送付はなかったとのことである。

以上により、本件決定の事故報告資料の外に特定すべき保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められないことから、本件請求に係る保有個人情報について、事故報告資料と特定し、本件決定を行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年12月26日	諮問
令和2年12月11日	審議 (第130回審査会)
令和3年1月29日	審議 (第131回審査会)
同 年 3月 5日	審議 (第132回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長